

ショートステイ（短期入所生活介護）サービス利用料金表

(1割負担)

【保険給付対象サービス】

令和元年10月1日

〈個室・多床室共通〉（1日あたり利用料金 円）

要介護度	介護1	介護2	介護3	介護4	介護5
基本報酬単位	586単位	654単位	724単位	792単位	859単位
*2 夜勤職員配置加算	13単位				
*1 看護体制加算	I 4単位 + II 8単位				
サービス提供体制強化加算	18単位				
介護報酬単位合計	629単位	697単位	767単位	835単位	902単位
サービス利用料金	6,812円	7,548円	8,306円	9,043円	9,768円
うち介護保険からの給付金額(9割)	6,130円	6,793円	7,475円	8,138円	8,791円
利用者負担額(1割)	682円	755円	831円	905円	977円

※平成30年8月1日より、利用者負担額が1割・2割・3割の方となります。確認ください。

*1 看護体制加算（I 4単位/日・II 8単位/日）

看護師の体制により、加算が変更になる可能性があります。

*2 夜勤職員配置加算（I 13単位/日）

夜勤を行う介護職員が基準を上回っている場合に加算を申し受けますが、状況によっては算定しない、または要件により夜勤職員配置加算III（15単位/日）を加算する場合もございます。

* 機能訓練体制加算（12単位/日）

機能訓練指導員配置状況により、加算されることがあります。

* 個別機能訓練加算（56単位/日）

機能訓練指導員等が個別に機能訓練計画を作成し、実施した場合に申し受けます。

* 療養食加算（1回につき8単位/1日に3回を限度）

医師の指示箋に基づく療養食を提供した場合に申し受けます。

* 医療連携強化加算（58単位/日）

予め定められた医療的なケアが必要な状態のある方に対してサービスを行った場合に申し受けます。看護体制加算IIが必須

* サービス提供体制強化加算（18単位/日・12単位/日・6単位/日）

介護福祉士資格取得状況ならびに勤続年数等により申し受ける加算です。

* 緊急短期入所受入加算（1日につき90単位/7日間を限度）

〈介護職員の安定的な処遇改善を図るための環境整備とともに、介護職員の賃金改善を目的とした加算〉

* 介護職員処遇改善加算（I 所定単位数×地域区分×8.3%/月）

介護職員の賃金改善計画の作成、職員への周知、計画の実施、県への届出と報告など、国の算定要件を満たしている場合の加算（所定単位数：基本単位+加算単位）別途加算されます。介護職員処遇改善加算は、I～Vで基準適合状況によりございます。

* 介護職員等特定処遇改善加算（I 所定単位数×地域区分×2.7%/月）

経験・技能のある介護職員に重点化しつつ、職員の更なる処遇改善を行うことを目的に国の算定要件を満たしている場合に加算します。一定程度他の職種の処遇改善も含めることも可能な加算です。（所定単位数：基本単位+加算単位）

介護職員等特定処遇改善加算は、I～IIで基準適合状況によりございます。

〈送迎サービス料金〉 片道につき184単位

	サービス利用料金	介護保険給付額	利用者負担額
サービス料金(片道)	1,992円	1,792円	200円

* 送迎サービスは、通常のサービス提供区域以外の場合、及び通行料が必要な場合は、上記金額の他、実費を申し受けます。

【保険給付対象外サービス】

〈居住費〉 1日あたり 多床室 (4人部屋利用) 920円

個 室 1,700円

〈食費〉 朝食 250円 昼食(おやつ込)700円 夕食 650円

「特定入居者介護サービス費」

「居住費」と「食費」については、御入居者の所得段階に応じて、利用料の負担を軽減されます。上記の額は第4段階の料金となります。

〈理美容サービス〉

・カット、ブロー 1,700円 ・パーマ 3,800円

・ヘアマニキュア 4,200円 ・シャンプー 600円

・顔そり 600円 ・毛染め 3,800円

自己負担額段階別利用料金(1割負担)

短期入所生活介護

1日あたりの単位 円

		多床室				個室			
		介護費	居住費	食費	合計	介護費	居住費	食費	合計
要介護1	第1段階	682	0	300	982	682	320	300	1,302
	第2段階	682	370	390	1,442	682	420	390	1,492
	第3段階	682	370	650	1,702	682	820	650	2,152
	第4段階	682	920	1,600	3,202	682	1,700	1,600	3,982
要介護2	第1段階	755	0	300	1,055	755	320	300	1,375
	第2段階	755	370	390	1,515	755	420	390	1,565
	第3段階	755	370	650	1,775	755	820	650	2,225
	第4段階	755	920	1,600	3,275	755	1,700	1,600	4,055
要介護3	第1段階	831	0	300	1,131	831	320	300	1,451
	第2段階	831	370	390	1,591	831	420	390	1,641
	第3段階	831	370	650	1,851	831	820	650	2,301
	第4段階	831	920	1,600	3,351	831	1,700	1,600	4,131
要介護4	第1段階	905	0	300	1,205	905	320	300	1,525
	第2段階	905	370	390	1,665	905	420	390	1,715
	第3段階	905	370	650	1,925	905	820	650	2,375
	第4段階	905	920	1,600	3,425	905	1,700	1,600	4,205
要介護5	第1段階	977	0	300	1,277	977	320	300	1,597
	第2段階	977	370	390	1,737	977	420	390	1,787
	第3段階	977	370	650	1,997	977	820	650	2,447
	第4段階	977	920	1,600	3,497	977	1,700	1,600	4,277

令和元年10月1日

- (注1) 介護費は、介護保険制度の自己負担額（通常1割）で、金額には夜勤職員配置、看護体制、サービス提供体制強化加算を含みます。送迎加算は別途たまわります。但し、状況によっては変動する可能性もあります。
介護職員処遇改善加算・介護職員等特定処遇改善加算については、別途加算されます。
- (注2) 居住費及び食費については、所得階層別の負担上限額により計算しています。
食費は、1食ごとの算定となっておりまして召し上がった食数分をいただきます。
療養食加算は、1食ごとの算定となりますので、別途たまわります。
- (注3) 平成30年8月1日より利用者負担額が、1割・2割・3割の方となります。
表は、1割負担額で算出しておりますので、2割・3割該当の方はご確認ください。